

最高裁秘書第673号

(庶い-04)

平成27年4月6日

高等裁判所長官 殿  
地方裁判所長 殿  
家庭裁判所長 殿  
最高裁判所大法廷首席書記官 殿  
最高裁判所事務総局局課長 殿  
司法研修所長 殿  
裁判所職員総合研修所長 殿  
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 戸倉三郎

情報公開・個人情報保護審査委員会への諮問方法について（  
通達）

平成27年7月1日から実施の「情報公開・個人情報保護審査委員会要綱」（以下「委員会要綱」という。）により設置された標記の委員会に諮問する方法について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 諮問は、苦情の申出の内容を記載した諮問書に、次に掲げる諮問の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付して行うものとする。

(1) 平成27年7月1日から実施の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関

する事務の取扱要綱」（以下「情報公開要綱」という。）記第11の3の定めによる諮問

- ア 司法行政文書の開示の申出書の写し
- イ 司法行政文書の開示に係る通知書の写し
- ウ 苦情の申出書の写し
- エ 司法行政文書の開示に係る通知を発したことについての最高裁判所の考え方及びその理由を記載した理由説明書（最高裁判所がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）並びに情報公開要綱記第9の1及び記第11の6の(2)の意見が提出されているときの当該意見書の写し

(2) 平成27年7月1日から実施の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「保有個人情報要綱」という。）記第8の2の定めにより情報公開要綱記第11の3の定めに基づいて行う諮問のうち、保有個人情報の開示に係る判断についての諮問

- ア 保有個人情報の開示の申出書の写し
- イ 保有個人情報の開示に係る通知書の写し
- ウ 苦情の申出書の写し
- エ 保有個人情報の開示に係る通知を発したことについての最高裁判所の考え方及びその理由を記載した理由説明書（最高裁判所がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）並びに保有個人情報要綱記第4の7の(1)及び記第8の2の定めにより情報公開要綱記第11の6の(2)の定めに基づいて意見が提出されているときの当該意見書の写し

(3) 保有個人情報要綱記第8の2の定めにより情報公開要綱記第11の3の定めに基づいて行う諮問のうち、保有個人情報の訂正に係る判断についての諮問

- ア 保有個人情報の訂正の申出書の写し
- イ 保有個人情報の訂正に係る通知書の写し
- ウ 苦情の申出書の写し

エ 保有個人情報の訂正に係る通知を発したことについての最高裁判所の考え方及びその理由を記載した理由説明書（最高裁判所がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）

(4) 保有個人情報要綱記第8の2の定めにより情報公開要綱記第11の3の定めに従って行う諮問のうち、保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に係る判断についての諮問

ア 保有個人情報の利用停止の申出書の写し

イ 保有個人情報の利用停止に係る通知書の写し

ウ 苦情の申出書の写し

エ 保有個人情報の利用停止に係る通知を発したことについての最高裁判所の考え方及びその理由を記載した理由説明書（最高裁判所がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）

2 最高裁判所は、諮問に際し、司法行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報とその取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、委員会に対し、その旨を申し出るものとする。

付 記（平成27年4月6日最高裁秘書第673号）

この通達は、平成27年7月1日から実施する。

付 記（令和4年6月13日最高裁秘書第1785号）

この通達は、令和4年7月1日から実施する。